

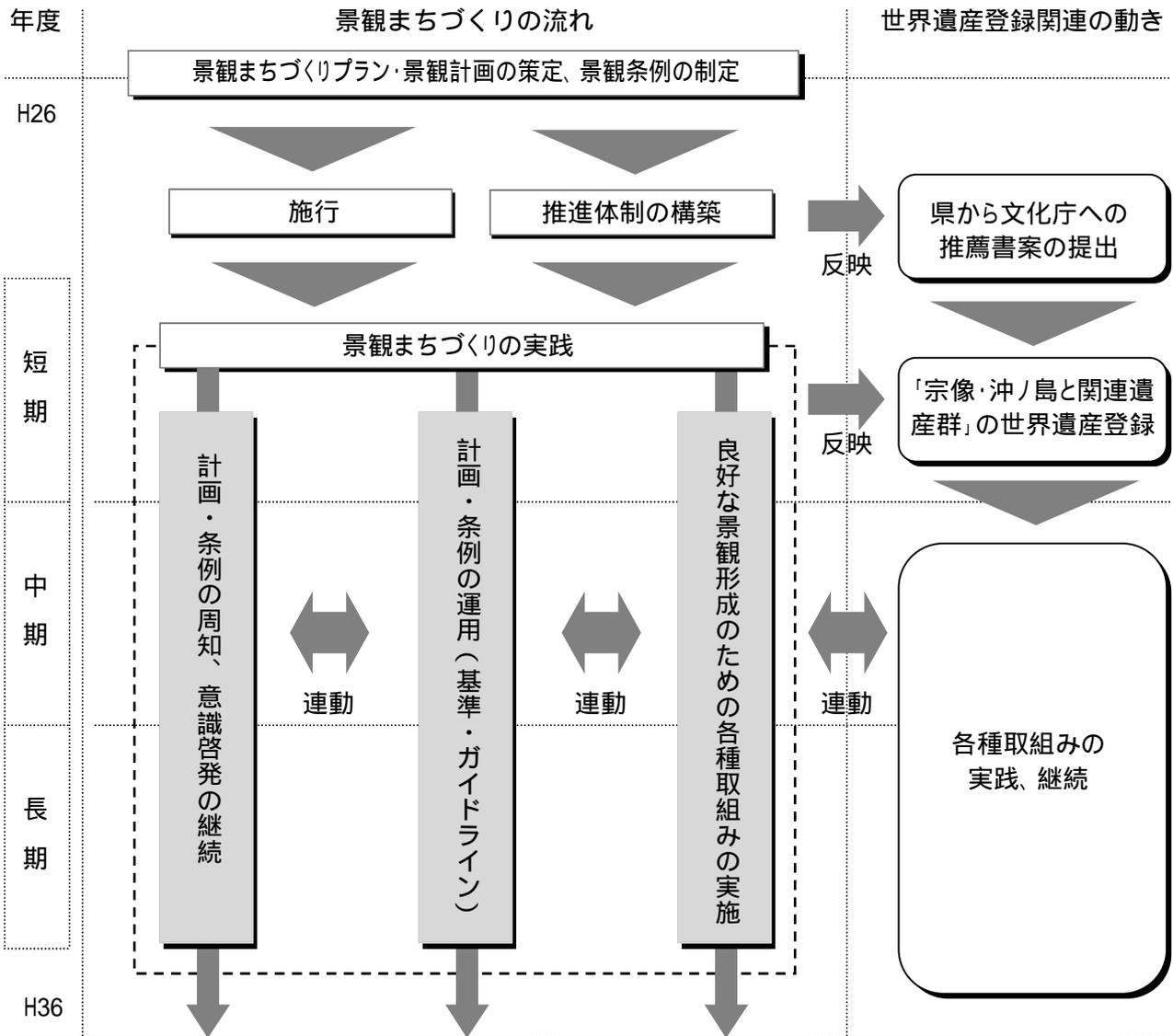
第4章 景観まちづくりの推進

1. 景観まちづくりの進め方

本プランの策定と併せて、良好な景観形成を実現するための具体的な基準などを定める景観計画・景観条例を制定するとともに、後述する推進体制を構築します。

これらの施行後は、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の世界遺産登録の取組みとも連動させながら、景観まちづくりの推進方策に基づいて景観まちづくりを実践していきます。

景観まちづくりの推進の流れ



2. 景観まちづくりの推進方策

本市の景観まちづくりは、市民（コミュニティ、市民活動団体）、事業者、行政等の多様な主体が担い手となり、各主体が協働で推進します。推進にあたっては、「景観まちづくり活動への支援及び連携」、「景観に関する情報提供・PR」、「景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発」、「景観まちづくりへの市民参画機会の提供」、「産業振興と連携した景観まちづくり」を5つの柱として掲げ、各取組みを実施します。

景観まちづくり活動への支援及び連携

景観まちづくり推進協議会（仮称）を中心に、多様な主体が協働で話し合い、取組みを進めるとともに、景観まちづくりを進める市民や事業者、地域間での連携や情報共有のきっかけとなる場を提供します。

また、景観まちづくりに関する活動を主体的に実践している市民、事業者、地域等を行政が支援する仕組みをつくりまします。

さらに、街なみの修景など、各地域における景観整備に関する取組みを促進し、個性的で魅力ある景観づくりを行いやすい環境をつくりまします。

【具体的な取組み内容例】

- 景観まちづくり推進協議会（仮称）の設置、開催
- 景観まちづくりに関する専門家（アドバイザー）の派遣
- 景観まちづくりの相談・連携・支援窓口の設置
- 景観協定、地区計画、建築協定等の仕組みの情報提供、活用支援
- 地域の景観整備に関する支援メニューの作成

「景観協定」とは・・・建築物や工作物の形態意匠などの景観に関する事項を、地域住民が主体となって、地域の特性に応じたルールをつくることのできる制度

景観に関する情報提供・PR

本市の景観資源のことや身の回りの景観づくりのルールをわかりやすく伝えるツール等を作成し、情報を提供することにより、市民が景観について知る機会を増やまします。

また、各種景観資源を本市の個性、魅力として市内外にPRすることにより、本市の都市イメージの向上を図りまします。景観資源の魅力や背景にある物語を伝えるガイド人材の育成についても検討しまします。

【具体的な取組み内容例】

- 景観資源のデータベース化、景観資源マップの作成
- わかりやすい景観づくりガイドラインの作成
- 観光ボランティアガイドへの景観学習会の実施

景観まちづくりの裾野を広げる普及・啓発

市民一人ひとりが景観を守り育てる一員としての意識を醸成するため、子どもの頃から景観に触れ、その大切さについて学ぶ機会を提供します。

また、市民が本市の景観の価値や存在意義を見つめ直し、景観まちづくりについて学ぶことができる場・機会を提供するとともに、その景観を阻害している行動への注意喚起や意識啓発のためのツール等を作成します。

【具体的な取組み内容例】

小中学校での景観教育

市民向け景観まちづくり勉強会の実施

景観の意識啓発チラシの作成（景観づくりガイドラインと一緒に作成）

景観まちづくりへの市民参画機会の提供

市民の誰もが気軽に景観まちづくりに参画できるように、様々な機会を設け、一人ひとりのレベルや志向に応じた取組みを行います。

とくに、将来の景観まちづくりの中心となる子育て世代の参画を促すために、親子で楽しみながら景観について知り、学べる機会を提供します。

【具体的な取組み内容例】

むなかた景観まち歩き、景観調査隊の実施

むなかた景観写真コンテスト及び写真展の継続実施

景観ワークショップの継続実施

（仮称）むなかた景観サポーター制度の構築、運営

産業振興と連携した景観まちづくり

農業、漁業、商業などが本市の漁村や田園景観、賑わい景観を作り上げており、各産業を維持、育成することが、本市の景観を守ることに繋がっています。しかし、その一方で、空き店舗や耕作放棄地の発生、施設の老朽化等に伴い、周辺の景観に影響を及ぼしている状況も見られます。現在の状況を良好な景観形成という視点で再評価し、そのあり方について事業者と行政及び事業者間で協議する場・機会を設けます。

また、本市の観光メニューとして、景観資源を活用する方策を検討し、これからの観光振興につなげます。

【具体的な取組み内容例】

良好な景観形成のあり方について事業者と協議する場の設置

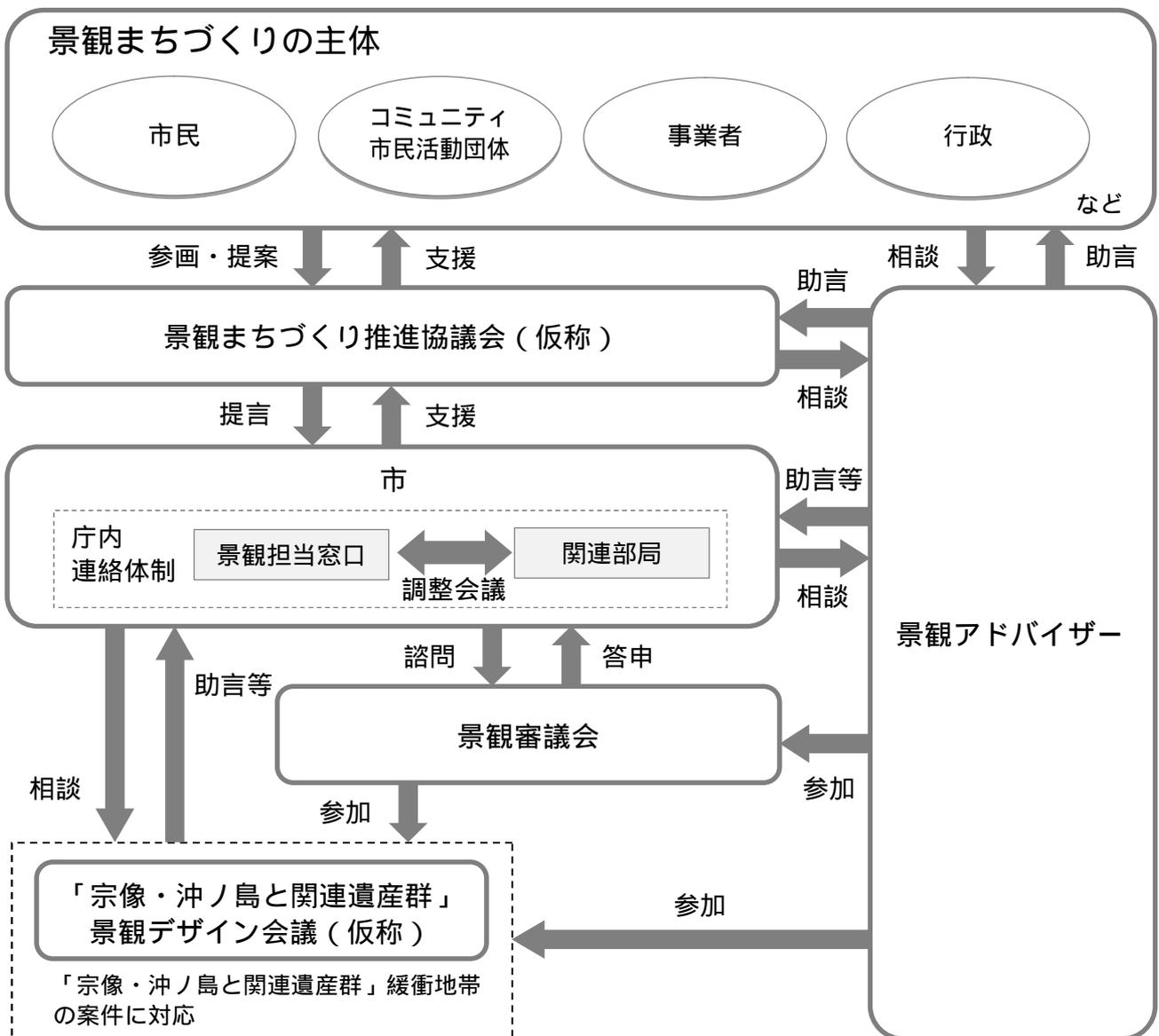
景観資源を活かした観光メニューづくり

3. 景観まちづくりの推進体制

各主体が単独で動くのではなく、各主体間で景観まちづくりのネットワークを形成することにより、連動しながら景観まちづくりにおける各種取組みを実践します。

市民や事業者を景観まちづくりの主体と位置づけた上で、その景観まちづくりを支援する行政内部の体制を強化します。併せて、景観まちづくりの主体間の協議・調整を行う「景観まちづくり推進協議会（仮称）」、プランの変更や景観形成の重要事項について調査、審議するための第三者機関である「景観審議会」、景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に関する助言・指導等を行う「景観アドバイザー」、緩衝地帯に関わる公共施設の整備等に関する助言・指導を行う「『宗像・沖ノ島と関連遺産群』景観デザイン会議（仮称）」を設置し、総合的かつ実効的な景観形成を図ります。

推進体制図



宗像市景観まちづくりプラン

平成26年7月

宗像市都市建設部都市計画課

〒811 - 3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL 0940 - 36 - 1484 FAX 0940 - 37 - 1242

URL : <http://www.city.munakata.lg.jp>